

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 5 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第 4 条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総合教育センターに勤務する所長、部長（<u>企画総務部長を除く。</u>）、<u>研修主事及び研修助手</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第 6 条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) <u>幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</u></p> <p>(2) <u>中学校又は小学校の指導に従事する指導主事並びに社会教育主事及び社会教育主事補（第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる職員を除く。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第 7 条 給与等条例に定める教育職給料表は、中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第 4 条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 総合教育センターに勤務する所長、部長（<u>総務部長を除く。</u>）<u>及び研修指導主事</u></p> <p>(3) <u>生涯学習推進センターに勤務する所長及び生涯学習部長</u></p> <p>(4) <u>図書館に勤務する館長</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>高等学校等の経営指導に従事する経営指導主事</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第 6 条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) <u>中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</u></p> <p>(2) <u>教育事務所に勤務する教務課長</u></p> <p>(3) <u>中学校又は小学校の指導に従事する指導主事</u></p> <p>(4) <u>中学校又は小学校の経営指導に従事する経営指導主事</u></p> <p>(5) <u>社会教育主事及び社会教育主事補（第 4 条第 1 項第 7 号に掲げる職員を除く。）</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第 7 条 給与等条例に定める教育職給料表は、中学校又は小学校に勤務する校長、<u>副校長</u>、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。